

北九州市公報

発 行 所
北九州市小倉北区内 1 番 1 号
北 九 州 市 役 所

目 次

◇ 告 示

ページ

- 難病の患者に対する医療等に関する法律の規定による指定医療機関の指定【保健福祉局総務部難病相談支援センター】 2

◇ 公 告

- 大規模小売店舗の廃止の届出【産業経済局地域・観光産業振興部商業・サービス産業政策課】 3
- 公募型プロポーザル方式に係る手続の開始【教育委員会事務局学力・体力向上推進室】 4

北九州市告示第15号

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第14条第1項の規定により指定医療機関の指定をしたので、同法第24条第1号の規定により次のとおり告示する。

令和元年5月16日

北九州市長 北橋健治

1 病院又は診療所

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	指定年月日
あきたけ医院	北九州市門司区東門司二丁目4番18号	令和元年5月1日
北九州市立医療センター	北九州市小倉北区馬借二丁目1番1号	平成31年4月1日
畠山整形外科スポーツクリニック	北九州市小倉北区清水三丁目6番16号	平成31年4月1日
あべやま歯科クリニック	北九州市小倉南区湯川一丁目9番7号	令和元年5月1日
北九州市立八幡病院	北九州市八幡東区尾倉二丁目6番2号	平成31年4月1日
前川整形外科スポーツクリニック	北九州市八幡西区藤原一丁目2番7号	令和元年5月1日
しみず内科クリニック	北九州市八幡東区荒生田二丁目2番14号	令和元年5月1日

2 薬局

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	指定年月日
そよ風薬局	北九州市小倉北区浅野二丁目6番21号コンフォートホテル小倉1F	令和元年5月1日

北九州市公告第 3 1 号

大規模小売店舗立地法（平成 1 0 年法律第 9 1 号）第 6 条第 5 項の規定により大規模小売店舗の廃止の届出があったので、同条第 6 項の規定により、次のとおり公告する。

令和元年 5 月 1 6 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
マルショク金田店
北九州市小倉北区金田一丁目 3 番 3 3 号
- 2 大規模小売店舗を設置する者
株式会社共立建物
北九州市小倉北区重住三丁目 2 番 1 2 号
代表取締役 萩原佳子
- 3 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計
1, 6 2 4 平方メートル
- 4 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計
0 平方メートル
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が 1, 0 0 0 平方メートル以下となる
日
平成 3 1 年 4 月 2 2 日
- 6 変更する理由
営業政策上の理由による。
- 7 届出年月日
平成 3 1 年 4 月 2 2 日

北九州市公告第32号

次のとおり応募者に資格条件を付与した公募型プロポーザル方式に係る手続を開始する。

令和元年5月16日

北九州市長 北 橋 健 治

1 業務概要

- (1) 業務名 令和元年度「中学生ひまわり学習塾」事業業務
- (2) 業務内容 中学校第3学年の生徒を対象に、主体的な学習の仕方を身に付けさせ、基礎的・基本的な学力の確実な定着を図るため、土曜日や長期休業期間中に補充学習を行う「中学生ひまわり学習塾」事業を実施するもの。
- (3) 履行期間 契約締結の日から令和元年6月30日まで
ただし、この契約に係る令和元年度の本予算成立後、遅滞なく北九州市において異議がない旨の意思表示があったときは、契約期間を令和2年3月31日まで延長するものとする。

2 参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿に記載されていること。
- (2) 北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。

3 企画提案書の提出者を選定するための評価基準

前項の参加資格の適合可否

4 受託候補者を選定するための評価基準

- (1) 企画提案書及び見積書等の内容
- (2) ヒアリングでの対応

5 手続等

(1) 担当部局

北九州市教育委員会事務局学力・体力向上推進室

北九州市小倉北区大手町1番1号

電話 093-582-3445

(2) 説明書の交付場所、交付期間及び交付方法

ア 交付場所 前号に同じ。

なお、説明書は北九州市教育委員会事務局学力・体力向上推進室のホームページにも掲載する。

イ 交付期間 この公告の日から令和元年6月11日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで

ウ 交付方法 第1号の場所が無償で交付する。ただし、郵送又はFAXによる入手申込みは認めない。

(3) 参加表明届の提出場所、提出期間及び提出方法

ア 提出場所 第1号に同じ。

イ 提出期間 この公告の日から令和元年6月11日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで

ウ 提出方法 持参又はFAX（提出期間内に必着のこと。）

(4) 企画提案書及び見積書等の提出場所、提出期間及び提出方法

ア 提出場所 第1号に同じ。

イ 提出期間 企画提案書の提出者として選定された通知を受けた日から令和元年6月27日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで

ウ 提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限る。提出期間内に必着のこと。）

6 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 契約書の作成の要否 要

(3) 関連情報を入手するための照会窓口 前項第1号に同じ。

(4) 詳細は、説明書による。